

## 第11回 電力取引監視等委員会

### 議事録

日時：平成 27 年 11 月 6 日 11：30～12：00

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

### 議題

1. 小売電気事業の登録の審査結果について
2. 託送供給の特例承認について
3. 電気料金審査専門会合における審議状況と意見募集の結果について

○八田委員長 それでは、ただいまより第11回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたとおり、本日11時より第1部として小売登録の審査等に関して審議いたしました。内容が個別企業の情報等を取り扱うものになるため、運営規程に従い、委員会の判断により非公開での開催とした次第です。

それでは、第2部の議事に入らせていただきますが、本日は、小売登録の審査に関する審議と、託送供給の特例承認に関する審議の2点を議事としております。

それでは、1つ目の議題として、小売電気事業の登録の審査結果について、事務局より審査結果の報告をお願いいたします。

○新川取引監視課長 取引監視課長の新川でございます。よろしくお願いたします。

お手元の資料3を用いてご説明をさせていただきます。小売電気事業及び小売供給の登録についてという資料でございます。

これまで、この委員会におきまして、この小売電気事業及び小売供給の登録につきまして、経済産業大臣より意見聴取が行われておりましたもののうち48件について、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるものに該当する事実は認められない旨の意見を回答しておるところでございます。

引き続き、改正後の基本的な審査方針及び第2回委員会において検討を行った具体的な登録審査の考え方に基つきまして登録審査を続けております。今回、8件につきましてお諮りをし、ご意見をいただきたいと思っております。

お手元の1. のところに書いてございますように、11月5日時点で120件、内訳としまして小売電気事業が118件、小売供給が2件の登録申請が来ております。うち48件については既に回答し、登録されているという状態でございます。今回、8件についてお諮りをするというものでございます。

個別の事業者の審査としましては、先ほど第1部において個別の内容についてはご説明させていただいたとおりでございます。

資料3-1に経済産業大臣宛ての取引監視委員会としての回答の案をお示ししております。平成27年9月1日付20150831資第13号及び平成27年10月15日付20151014資第16号により、経済産業大臣から意見を求められたものについて、1.(2)に該当する事実は認められませんでした。ただし、貴職におかれましては、別添の小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたしますということで、1、2、3と意見を付して回答するというものでございます。

意見の内容につきましては、これまでの登録の際の回答の意見と同様でございます。

別添に、小売電気事業を営もうとする者として、エフビットコミュニケーションズ株式会社、株式会社エネサンス関東、オリックス株式会社、株式会社洗陽電機、JX日鉱日石エネルギー株式会社、真庭バイオエネルギー株式会社、三井物産株式会社、みんな電力株式会社、以上、8社を記載させていただいております。

さらに資料3-2で、小売電気事業を営もうとする者一覧として、氏名または名称、住所、代表者氏名、連絡先等についての情報を記載した資料を配付させていただいております。

説明は以上でございます。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、今の報告内容について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ、林委員。

○林委員 説明どうもありがとうございました。この中身の話ではないのですけれども、資料3の中で、120件あるという中で、これまで48件で今回8件ということではありますが、120件、皆さんお待ちしているということであるので、今後、審査のスピード等々を少し早めていただきたいと思っておりますけれども、その辺の対応等はどうかというのをちょっ

と教えていただけますでしょうか。

○新川取引監視課長 現時点でこの120件のうち、既に48件については意見を返しており、今回8件でございますので、これで56件、回答を返すことになります。委員会に意見照会として来ておりますものの残数としては39残るということでございます。標準処理期間は一月となっております、一番最初の段階でいろいろ審査をどうするのかということを決めているので、少し時間がかかった面はございますが、だんだんと追いついてきているところがございます。審査を加速し、できるだけ早い時期に審査の処理が進めていけるように努力したいと考えております。

○林委員 ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、原案どおり、別紙に記載されている8社について、小売電気事業者として登録することに問題がないという旨を委員会の意見として決定し、経済産業大臣に回答することにしたいと思っております。この意見は、委員会終了後、公表いたしますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

2つ目の議題としまして、電気事業法に基づき経済産業大臣から当委員会への意見聴取が行われた東北電力からの託送供給の特例承認について、事務局より検討結果のご報告をお願いいたします。

○都築ネットワーク事業監視課長 それでは、お手元の資料4をごらんいただければと思います。趣旨のところに書いてございますが、本年10月14日付で東北電力から経済産業大臣宛てに託送供給約款の特例承認申請がございました。これに対して、翌10月15日に意見の求めがございましたところでございます。大臣からの意見聴取の紙につきましては、お手元の資料の3ページのところに実際のものでございます。

それに関するところでございますが、主なポイントというところをごらんになっていただければと思います。特例承認というものでございますが、託送供給約款によりがたい事情があるものとして承認の申請を受けたときには、電気事業法第66条の10第1項第7号の規定に基づきまして、電力取引監視等委員会の意見を聴取することとなっております。本件はその手続として来ているものでございます。委員会は、意見を述べたときには、その

内容を遅滞なく公表するという事になってございます。その上で、再度、経済産業大臣が判断するという事になっております。

今回の申請の背景、それから特例承認の対象につきまして、資料の2と3のところでご説明を申し上げます。

まず、申請の背景でございますが、お手元の2. のところで、東京電力が建設中の東通原子力発電所及び電源開発が建設中の大間原子力発電所で発電する電気につきまして、東北電力が東京電力に対して振りかえ供給を行うこととなっております。この振りかえ供給を行うに当たりまして、東北電力の管内の供給設備の増設工事を行う必要がございます。これに伴いまして多額の費用を要するという事でございます。

今回の特例承認の対象につきましては、東北電力が受電する電力8社から基幹系統の設備増強費用を工事費負担金として申し受けることにつきまして、承認の申請が来ているものでございます。

それに対する事務局案でございますが、資料の4. のところをごらんになっていただければと思います。この特例承認に当たりましては、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分基準というものがございます。これによりまして、電気事業法第24条の3第2項ただし書きの規定による託送供給約款によらない託送供給の承認に係る審査基準の具体例が挙げられているところでございます。

資料をおめくりいただきまして2ページ目のところですが、例えば、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合という記載がございまして、これについては、約款として定めるになじまないというように審査基準でされております。本件の承認申請書によりまして、東北電力が申し受けるべき工事費負担金の総額は1,949億円という多額に及んでおる、そういうものでございます。

それから、第2ということでございますが、電力8社が東北電力に支払う工事費負担金でございますが、従前から電力各社においては託送料金に計上されていない、あるいは計上されている場合につきましても、現在行われている託送料金の審査において査定を行う方向と考えております。

こうしたことから、託送供給料金に対する悪影響が及ぶものではないということで、委員会としては当該承認を行うことについては異論がないということで回答してはどうかということでございます。

回答文につきましては、資料の4ページ目のところに記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、ただいま事務局からのご報告内容についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

本件は資源エネルギー庁が平成19年から何回かにわたって承認してきたものと全く同一の案件ですし、大半の工事も既に終了しているということはあると思いますが、改めて何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○稲垣委員　　承認の要件である規則、この規則の要件にもきちっと合っているということ、新たに建設する、これは増強も含むという解釈であるし、それから多額の費用がかかっているということも明らかなので、承認よろしいと思います。

○八田委員長　　よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

それでは、原案のとおり承認することに異存がない旨、委員会の意見として決定して、経済産業大臣に回答することにしたと思います。この意見も、委員会終了後、公表したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。そのようにさせていただきます。

それでは、最後の議題に移ります。電気料金審査専門会合における審議状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○都築ネットワーク事業監視課長　　そうしましたら、お手元資料の5をごらんになっていただければと思っております。9月17日の第6回だったと思いますが、電力取引監視等委員会において電気料金審査専門会合における審議状況についてご報告を申し上げた次第でございますが、そこから1ヵ月以上の期間がたっておりますので、改めてご報告をする次第でございます。

資料5の1. 審議状況等というところをごらんになっていただければと思っております。前回この委員会でご報告を申し上げた以降、これまでに4回の専門会合を開催いたしました。第4回及び第5回につきましては、原価洗いがえを行います北陸電力、中国電力、沖縄電力の各社につきまして、託送原価を構成する個別の費目に関する審査を行いました。それから、10月22日、10月30日の2回の会合につきましては、対象を10社に広げまして、今回の電力システム改革の一連の制度変更に伴う対応ということで、いろいろな議論をさせていただいております。

実は本日の午後もこの会合は開催されるわけなのですけれども、これ以降につきましては、もちろんこれまでの議論の中で残っている論点をご議論いただくほか、費用の配賦、レートメイクとか、そういうものにつきましてもご議論いただき、それで査定方針のとりまとめに向けた審議に入ってまいりたいと考えております。

2. の今後の予定のところでございますが、本日第8回を開催いたします。12月の下旬ぐらいで専門会合として一定のとりまとめみたいな形にもっていき、またこの委員会において査定方針としてとりまとめをいただくということを考えてございます。これを受けまして、事業者からの補正申請を受け、大臣認可ということになっていこうかと思っております。

資料、2. のところの上に3行、ちょっと飛ばした部分がございますが、資源エネルギー庁において9月1日から10月まで約2ヵ月間でございますが、この託送料金の認可申請に対する意見というものを国民から募集いたしております。これにつきまして、この資料の次の別紙のところ一旦とりまとめてございます。別紙のほうをごらんになっていただければと思います。

意見募集結果ということでございますが、まず1ページ目のところでございます。この2ヵ月間の意見募集の結果、38の方から延べ153件の意見提出がございました。全社に対する意見というもの、それから個別の会社に対するコメントというものもございました関係で、ここに表で記させていただいておりますように、こんな形で各社宛てに意見数というものが提出されてきているというところでございます。

さらに1枚おめくりをいただければと思いますが、その中で幾つも重複している議論とかそういうのもございますので、主な意見ということを抜粋させていただきました。委員の皆様のお机の上には、実際の募集で出てきた意見そのものも別途置かせていただいておりますが、これはエッセンスをまとめさせていただいたものでございます。

内容的には、分類を幾つかしておりますが、まず一番最初のところで、託送料金制度のあり方についてということでございます。ここの部分につきまして、今般の託送料金審査という観点では、ルールの創設ではなくて、ルールの適用ということでございますので、こうしたご指摘というのは今後のあり方に関するご示唆をいただいたものだと思っております。今後回答ぶりを検討していくということになるかと思っております。

それから、その同じ表のその次のところでございますけれども、審査の進め方というような論点についてもございます。やはり託送料金というのはなじみがなかなかないものだ

ったりするものですから、丁寧な説明をよろしくというような話とか、そんな話が書かれたりとかしています。

その次ですけれども、料金の適正性ということで、やはり託送原価が小売料金にもダイレクトに影響が出るという代物でございますので、その適正性に関するご指摘も頂戴しています。

それから、託送料金に関する情報の公開ということでございますが、消費者が支払いをされる電気料金の中で、託送料金に関する情報というものをより一層開示していくというような趣旨のコメントもたくさんいただいております。

それから、ページをおめくりいただきまして、3ページとなっているところでございますが、需要地近接性評価割引というものについてのご指摘もいただいております。ここにつきましては、今回、考え方を割と大きく変更して、対象地域、それから割引の単価というものの設定がなされた申請が行われておりますが、これに対して幾つかの事業者の方だと思いますけれども、コメントをいただいているということでございます。これにつきましては、本日の専門会合でも改めてご議論いただこうと思っております。

それから、最後、その他というところでございますけれども、幾つかございます。例えば一番最初のところにつきましては、託送約款の中で代表契約者制度というものがございます。これにつきましては、債権債務関係のところにつきましてこれまでもいろいろな議論があったかと思いますが、これに関する取り扱いについてのコメントをいただいているとか、その次のところに行きます。資料の5ページ目になりますが、使用済み核燃料の再処理費用とか電促税に関するようなご指摘も頂戴しております。

それから、各社に対する意見としては、東京電力のみが申請を行っています系統連系技術要件に関するもの、それから、沖縄に関するところとか、そういった割と多種多様なコメントを頂戴しているところでございます。

回答につきましては、エネ庁として答えるべき部分、それから監視委員会として答えるべき部分がございまして、これにつきまして選別を行った上で、また回答文についてもこの委員会にお諮りしたいと思っております。

以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。この内容については、今、安念委員長のもとで専門会合で審議中です。したがって、今ご報告いただいたことを我々は今の段階では受けとめて、今度、専門会合のほうの審議の方向性がはっきりした段階で、こちらも

それを受けとめて審議したいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、圓尾委員及び箕輪委員は専門会合の委員でいらっしゃいますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

本日予定しました議題はこれで終了ですが、委員の皆様、何かほかにありますでしょうか。

それでは、事務局のほうから連絡があったらお願いいたします。

○新川取引監視課長 お手元に参考資料としまして、電力小売全面自由化に関する消費者向けのFAQについてという資料を配付させていただいております。FAQにつきましては、既に電力取引監視等委員会のホームページにおいて公開しておりますが、最近いろいろ寄せられております質問事項に合わせまして、今回10問ほど追加をし、改めてホームページを改定するというようにしたいと思っております。参考までにきょうは配付をさせていただきます。

以上でございます。

○八田委員長 ありがとうございます。どうぞ、岸課長。

○岸総務課長 次回の日程でございますけれども、また正式に決まりましたら改めて御報告、ご連絡申し上げたいと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございます。それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。活発なご議論ありがとうございました。

——了——